

年 度	平成29年度	文書番号	教高 第2941号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 29年10月 25日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 29年10月 26日		主 査 内田 吉彦
施 行 日	平成 29年10月 27日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	100-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 35年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
公開用文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
決裁 関与者	奥野 憲一 [教総務/広報・議事グループ] [課長補佐]		
	高取 秀夫 [教総務/広報・議事グループ] [主査]		
	松田 正也 [高等学校課] [課長]		
	藤井 光正 [高等学校課] [参事]		
	松野 良彦 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
	笠井 博 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関係者	北野 恵 [教総務/広報・議事グループ] [一般職員等]		

標記事件に係る準備書面（案）を大阪地方裁判所に提出してよろしいか。

伺い文

添付文書名

種別

【291027】大阪府 VS ■■■ 準備5 提出_.doc

電子

添付文書情報

施行先

施行方法

その他

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府

被告準備書面(5)

平成29年10月27日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中


被告訴訟代理人


弁護士 俵 正 市


同 井 川 一 裕

被告指定代理人

大阪府職員 内 田 吉 彦 

同 笠 井 博 

同 高 取 秀 夫 

同 北 野 恵 

(原告らの第6準備書面について)

1 原告らの第6準備書面の1項について

補導委員会では、動機について、本人の正義感から行為に及んだことが説明された。

小野教諭としては、■■■■君が男子生徒Aをビンタ等したとき、男子生徒Aは隣席の女子生徒の手を握ることなどはしていたが、同女子生徒や■■■■君を含めて周囲に著しい迷惑をかけていたというわけではなく、また、■■■■君との間にはそれまでに特に話をしたこともなかった間柄であるにもかかわらず、■■■■君が言葉を介さずに直接的に手を出したところに違和感を感じたものであり、これを「意外に思った」と表現したものである。そして、小野教諭は、■■■■君に対するコミュニケーショントレーニング等の支援の必要を感じるなどしたものである。

2 同2項について

(1) 同(1)・(2)について

■■■■君が発した具体的な言葉の記憶はないが、太田教諭と清水教諭が本件発生後に■■■■君から事情聴取しているときに、■■■■君は、それまで他の生徒から聞いたことのないような難しい言葉・表現を使って発言していたものであるし、また、清水教諭が■■■■君の振り返りシートの作成状況を確認しに行ったときにも、■■■■君は、ふつうなら暴力行為等というところを、「○○に關係する○○的な行為」というような難しい言葉・表現を使っていたものである。

(2) 同(3)について

この点についても、■■■■君がどのように反省文を書こうとしていたのか等の具体的な状況等に関する記憶はないが、上記(1)のとおり事情聴取等のときに■■■■君が難しい言葉・表現を使っていたこと、■■■■君が振り返りシートをなかなか書けておらず、どのような生徒も何かしら書くような簡単な質問項目についてもなかなか書いていなかったこと、■■■■君が弁当を食べ終わった後に清水教諭が■■■■君の様子を見に行ったとき、反省文に何かを書いた後に

強くそれを消している跡があるのを見て、■■■■君が何かこだわりを持っているような印象を受けたこと、午後5時頃に太田教諭が■■■■君の様子を見に行ったとき、反省文に2～3行にわたってほぼ1文の文章を記載しており、太田教諭がその次にこういうふうに記述が続いていくのだろうなと思っていたところ、■■■■君がそれと異なる記述をし、その後その1文全てを消すのを見て、太田教諭はその表現が気に入らないのだろうなと認識したことなどから、■■■■君が必要以上にうまく反省文を書こうとしていたと認識したものである。そして、そのために、太田教諭が■■■■君に対して「その（三辻教諭の例示した）アドバイスどおりに書かなくてもいいぞ、時系列も前後してもいいし、漢字も分からなければひらがなで良いし、うまく書く必要はないんやで」などと声かけするなどしたのである。

3 同3項について

(1) 同(1)・(2)について

男子生徒Aは、本件の■■■■君とのトラブルを生じた授業中には立ち歩きなどはしていないが、それ以前には授業中に私語や立ち歩きなどをしており、■■■■君はそのことについてもダメだろうとっていて、本件トラブルにつながったという状況があるため、男子生徒Aは■■■■君とのトラブルをきっかけとして、それまでの自身の授業中の立ち歩きなども含めて反省し、それを反省文に表したものと、本件高校の教員は理解している。

(2) 同(3)について

乙15の下から6行目の「騒がしい」という表現は、たしかに誤解を招く表現ではあるが、男子生徒Aが授業中に女子生徒と私語をしたり手を握ったりしているという不適切な行動をしていたという趣旨でそのように表現したものである。

4 同4項(1)・(2)について

前記3(1)で説明したとおりである。

以 上